

令和6年度

第1回総合教育会議

会議録

令和6年9月17日開催

会 議 録

開催日時	令和6年9月17日(火) 午後5時00分 開会 午後5時25分 閉会	
場 所	旭川市役所 総合庁舎7階 大会議室A	
出席者	構 成 員	市長 今津 寛介, 教育委員会教育長 野崎 幸宏 教育委員 本田 哲嗣, 教育委員 山崎 與吉 教育委員 坂田 葉子
	事 務 局	総合政策部長 熊谷 好規 総合政策部次長 北嶋 一雅
	教育委員会事務局職員	学校教育部長 坂本 孝生 学校教育部次長 中瀬 恭子 学校教育部次長 末木 良典 学校教育部主幹 工藤 秀敏
	市長部局職員	いじめ防止対策推進部長 石原 伸広 いじめ防止対策推進課長 鎌田 博文 子育て支援部長 向井 泰子 子育て支援課長 香川 秀頼
傍 聴 者	3人	
公開・非公開の別	公開	
会 議 次 第	1 旭川市いじめ問題再調査委員会における調査結果について 2 その他	

内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
総合政策部長	<p style="text-align: center;">《 開 会 》</p> <p>定刻になりましたので、これより、令和6年度第1回旭川市総合教育会議を開会いたします。</p> <p>なお、本日の会議には、近藤委員から都合により欠席する旨の申出がございましたので、御報告いたします。</p> <p>はじめに、本日の資料について確認いたします。</p> <p>まず、次第が1枚。このほか、事前に御配付いたしております資料1「報告書公表版」及び資料2「市長発言要旨」となります。</p> <p>不足等はないでしょうか。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして、市長から一言御挨拶を申し上げます。</p>
市 長	<p>本日は、お忙しい中、教育委員の皆様、関係部局の皆様にお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>令和4年12月から実施してまいりましたいじめ問題再調査委員会であ</p>

りますが、22回の会議を経て、6月30日に同委員会から調査終了の報告を受けたところでございます。

この際、市の情報管理に懸念があるものとして報告書全文の提出は見送られたところですが、同委員会による保護措置の実施と市の情報管理体制の整備を行い、9月1日に同委員会から調査報告書の提出により答申を受け、先の13日にいじめ防止対策推進法第30条第3項に基づき、地方公共団体の長がその結果を議会に報告しなければならないと定められていることから、私から議会への報告を行ったところでございます。

本日は、報告書の提出について皆様に御報告申し上げますとともに、その内容に関して御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

総合政策部長

それでは、旭川市総合教育会議運営要綱第3条に基づき、ここから先は市長に進行をお願いします。

市長

それでは、旭川市いじめ問題再調査委員会における調査結果について、向井子育て支援部長より説明をお願いします。

子育て支援部長

子育て支援部長の向井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは私の方からいじめ問題再調査委員会における再調査結果についてご報告申し上げます。

報告書は、全6章で構成され、第2章で本件生徒や本件生徒をとりまく人間関係とそこで起こった出来事について、調査を通じて明らかになった事実関係を確認し、続く第3章から第6章までで諮問事項に対する、評価・検証がなされております。

検証に当たっては、まず第1節で再調査委員会として評価、検証を行うに当たっての考え方が、法や専門的知見に基づく規範として示され、第2節以降でそれを踏まえた結果を示す形で行われております。

続きまして、各章の概要につきまして御報告いたします。

8ページからの「はじめに」です。こちらでは、調査を通じた委員の思いや本事案はどこでも起こりえること、協力者への感謝、本報告書が再発防止に役立つことへの期待が記載されております。

次に、11ページからの「第1章 再調査の概要」では、再調査に至る経緯、再調査委員会の組織、再調査の方針と内容が記載されており、諮問事項として

- 1 いじめの認定の再検証
- 2 いじめと自死との関連性の再検証
- 3 学校及び市教委の対応についての再検証と再発防止策の提言

の3項目となっており、委員会としての調査の方針として、「なぜ亡くなったのかを知りたいという遺族の気持ちに応えること」、「本調査は法的責任の有無を検討するために行うものではないこと」を改めて確認の上、「調査によって得られた情報から本件の全容解明に努めること」を目的としたことが記載されています。

次に、16ページからの「第2章 本件に関する事実関係」では、本件生徒の出生から中学入学・転校までの経過の概略、中学校におけるクラス内やクラス以外における人間関係、本件生徒を巡る出来事の経過として、中学校に入学以降5月までのエピソード、6月の出来事として6月3日から22日に入院に至るまでの事実経過、6月22日以降の状況として、退院までの学校、市教委、警察の対応に関すること、その後、転校することとなるその経緯、さらに死亡が確認されるまでの事実経過が記載されています。

次に、117ページからの「第3章 いじめの認定」です。いじめの認定についての考え方として、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義

に従い、本件生徒を巡る人間関係において生じた行為及びその行為による本件生徒が心身の苦痛を感じていたかどうかを基準にいじめを認定するとされており、本報告書では、中学校のクラスで行われたこと及びクラス外の特定の関係性において行われた事柄7件についていじめであると認定されており、そのまとめが、137ページに記載されています。

次に、138ページからの「第4章 学校・市教委及び関係機関の対応についての検証」では、第1節でいじめ防止に関し、学校及び教育委員会のそれぞれが果たさなければならないとされる役割について説明がなされ、これを踏まえ第2節で学校、教育委員会の対応についての検証として、本件で起こった出来事に対する実際の対応が検証され、指摘がなされています。

例えば、学校の問題点として、当該生徒の行動などについて学校が本来行うべき組織的対応ではなく基本的に担任任せになっていたこと、発達特性を踏まえた対応が本人への対応に留まるのみで生きづらさの原因となった人間関係に目を向けるものではなかったこと、学校の調査が出来事に関与した生徒の問題行動の調査にとどまっており、人間関係を背景としてどのような心身の苦痛があったかの評価がなされなかったこと、関係生徒への対応方針が当該生徒を「どれだけ傷つけたか」という認識ではなく「どれほど悪い行為をしたか」を認識させるにとどまっていること、謝罪の会が、当該生徒の心身の苦痛が顧みられないまま行われたこと。

教育委員会の問題としては、入水事件の報告から重大ないじめが発生している疑いは当然あったにもかかわらず学校側はいじめというより発達特性の問題と理解すればよいとの受け止めを与えた可能性があったこと、謝罪の場を専門的知見から心身の苦痛を測り関係生徒に正確に伝え事案に向き合う機会を与えるものとしなければならなかったところ、謝罪の場の設定を急ぐ学校と同じ歩調をとり、これをもって解決としたこと、いじめ防止対策推進法上のいじめに対する専門的知見を持っていたとは言いがたく、学校がいじめの認定をしないことから市教委としてもむしろ積極的にいじめの認定をしなかったこと。

次に学校、教育委員会組織の問題点として、いじめ防止対策推進法に基づく学校いじめ防止対策組織や市のいじめ防止基本方針及びそれに基づく対応が定められていたものの、実効性ある対策が講じられなかったことなどが指摘されています。

次に、216ページからの「第5章 重大事態の原因についての判断」では、いじめがなければ重大事態が起らなかったかどうかという観点から検討が行われています。

その際、いじめによって受けた心身の苦痛が自殺につながったかどうかの評価を行うため、心理学的分析として、本件生徒が残したSNSへの投稿等における発話内容の量的・質的な分析と、精神医学的分析として、本件生徒の発達特性やいじめ被害による影響を、国際的診断基準を用いて、医療記録等を基に診断し、この診断結果による症状が及ぼす影響について文献による検証の上、そのまとめとして、いじめ被害が本件生徒の自殺の主たる原因だった可能性は高く、いじめ被害が存在しなければ、本件生徒の自殺は起らなかったとしております。

また報告書においては、学校・市教委等が自殺に与えた影響についても検討し、それぞれの対応次第では、自殺のリスクを発見し、または自殺のリスクを減じる要因となり得たところ、これを果たすものではなかったとされています。

最後に304ページからは、「第6章 いじめの再発防止の提言」となっております。こちらでは、いじめ防止等の対策上、児童生徒から聴取を行う場合の問題と対処法について、精神医学的・心理学的な観点に立った対応について、いじめの防止の提言がそれぞれ記載されておりいじめ防止

の提言として、7項目について記されており、全ての児童生徒に性教育を保障することとして、包括的な性教育の早期実現について、児童生徒に寄り添った相談支援体制の整備や児童生徒間の性的ないじめ、性暴力事案に対する「危機対応マニュアル」の作成について、特別支援、障がい特性などへの丁寧な対応として、「すくらむ」の活用についての再考や個別の教育支援計画について通級による指導を受けていない障がいのある児童生徒については、全員作成すること、クラス内のカスタム化を可及的に予防すること、教育の原点に立ち帰ること、いじめ防止の学校づくりの全体像を打ち立てること、自治体がリーダーシップをとっていじめ対策に当たることが記載されており、結びとして、いじめ問題は単に子どもだけの問題として捉えるのではなく、日本社会全体の問題として捉えることが必要であり、小手先のいじめ対策ではなく、高いビジョンを持った抜本的な克服策であるとし、旭川市が先駆的な自治体として先進的役割を果たすことを期待したいとされています。

以上が、調査報告書の概要の説明となります。

市長 ただ今、子育て支援部より旭川市いじめ問題再調査委員会の調査結果について、説明がありました。

委員の皆様から順次御発言を頂戴したいと思います。こちらの方で大変恐縮ですが、御指名をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

山崎委員 このたびの本再調査においては、再調査委員会の委員をはじめ、数多くの皆様の御尽力により、詳細な報告をまとめていただいたことにまず感謝申し上げます。

本報告書の「はじめに」には、本件重大事態が、児童生徒の関係性において、どこでも起こり得ることであると強調されています。

児童生徒に関わる学校現場の教職員はもとより、多くの方々に読んでいただき、今後のいじめ防止対策に生かしていただきたいと思います。

市長 続きまして坂田委員、よろしいでしょうか。

坂田委員 今回の再調査報告書では、心理学的や医学的といった専門的な知見に基づいて、いじめと重大事態の関連性について、丁寧に分析され検証が行われています。こうしたエビデンスに基づいた、再発防止のための具体的な提言も記載されていますので、今後は対策にきちんと生かしていくことが大切だと思いました。

再発防止の提言では、学校において、いじめ対応を担う専門教員の加配についても言及されておりますが、市役所全体で意思を共有し、取組を進めていただきたいと思います。

また、新たな対策の実施にあたっては、予算措置が必要な場合もあると思います。市長と教育委員会が一つになり、市民の皆さんの期待に応えていきたいと思っております。

本田委員 私からは、先ほどの説明の中に本再調査において、教育委員会と学校の組織的対応の課題について、厳しい指摘をいただいたところでございます。

現在、対策委員会からの調査報告書に基づく再発防止策が進められているところでありますが、再調査での御指摘を真摯に受け止め、これまでの取組の成果と課題を検証する必要があると考えています。

全ての子どもが安心して過ごせるよう、教育委員会と市長部局が一体となったいじめ防止対策の一層の推進と充実を図っていただきたいと思っております。

加えて私の私観で申し訳ないのですが、大人や教師というのは常に子どもの変化のアセスメントを意識し、多様な価値観があることを伝えながら、その子どもの自己肯定感を高めていくことに心を砕いていかなければならないと、今回のことで学ばせていただきました。

学校が今後多く力を注いでいかなければならないことは、実は文科省の生徒指導提要というものがあり、その中に教育の現場ですから授業づくりそのものが教育なのでありますが、こんなことが書いてありました。

授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場となります。

教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりは生徒指導の実践上の視点である自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安心安全な風土の醸成を意識した実践にほかなりません。

教員が学習指導と生徒指導の専門性を併せ持つという日本型学校教育の強みを活かした授業づくりが、児童生徒の発達を支えるという風に、生徒指導提要ではうたわれており、これを今一度学校現場、教師一人ひとりが、人ごとではなくて我がこととして授業づくりにさらに励んでいただければありがたいと思います。

最後になりますが、いじめ防止は究極は早期発見にほかならないと思います。

これまでやってきたアンケートのやり方そのものよりも一人一台という端末を活用したアンケート、こういったものが展開できないか、あるいは、コロナがあって若干減ってきてはいるのですが、体験的活動をさらに学校の中で保障できないものだろうかとは考えています。

体験的活動が他者との活動を通してコミュニケーションするという、人の痛みを知るという意味では、大いに有意な活動とされますので、今後学校がそういったことを取り組むことや、教師一人ひとりが子どもと不断に触れ合うことが求められると私は考え、私の意見とさせていただきます。以上です。

市長

ありがとうございます。

今、各委員それぞれから、御指摘や御意見をいただきました。

では、私の所見と思いを合わせてお話をしたいと思います。

このたびの調査であります。調査開始の令和4年12月から1年半という時間が掛かりましたが、再調査委員会の皆様には、このたび皆様に御覧になっていただいたとおりに、非常に丁寧に慎重に、そして着実に調査を綿密に行っていただいて、詳細な報告をいただいたものと受け止めているところです。

調査の結果につきましては先ほど御説明したとおりでありますが、いじめの認定については、行為とその行為によって本件生徒が心身に苦痛を感じていたかという観点から認定されており、学校や教育委員会の対応については、一定の評価はあるものの、厳しい指摘もあり、いじめの再発防止に関する数々の提言をいただいたところです。

先ほどは山崎委員からいじめはどこでも起こりえること、また、本田委員からは御自身の豊かな経験に基づきました現場の体験からの様々な提言をいただいたところですが、私たちもそういう意見をしっかりと「旭川モデル」に反映していけるように取組を進めていきたいという風に思っています。

モデルを進めていく中では、坂田委員からのお話にもありましたが、教師の対策に対する加配の問題、あるいは予算の課題、こういったことも今日の議会でも御説明をいただいたところでもあります。

この「旭川モデル」というものは、現場の先生方の負担をしっかりと軽減をしていく、そのことが大きな柱の一つでありますけれども、このモデルを作り上げていく中で、実際に現場の先生方が御負担と感じているとい

う意見があるとするれば、そこは率直に素直に受け止めさせていただいて、そういった課題を解決し、その上で「旭川モデル」を作り上げていく、それを全国に広げていくことこそが、真のいじめ撲滅対策「旭川モデル」に近づいていくのではないかと、私自身もしっかりと心新たに決意しているところ です。

また、私自身も今回は最終版を拝見しまして、公表版では記載をされていない様々なセンシティブな事項でありましたり、個人の尊厳に関わるものでしたりを拝見させていただきました。そういった資料を通じて私も廣瀬さんの14年の人生の一端を垣間見たわけですが、本当に胸が苦しくなります。どうして廣瀬爽彩さんというすばらしい未来ある少女を救ってあげることができなかったのか、私自身も自責の念にさいなまれているところ です。

また、このいじめにおいて辛い思いをしている我が子を見守るお母さんの気持ち。学校や教育委員会に思いが聞き入れていただけない中で、道教委あるいは様々な機関に救いを求めている、本当に闘っている、自分の娘のために闘っているお母さんの姿を、私自身、拝見させていただいたところ ですし、皆様も読んでいただければわかると思います。

いじめられた側が苦しむということがないように、本田先生からありましたように、早期発見をして、二度とこのようなことが起きないという、そういう体制をつくっていくことも我々に課せられていると思います。

そういう点では再発防止策で多岐にわたる御指摘をいただいておりますし、文末でありますけれども「いま求められているのは、小手先のいじめ対策ではなく、個々の人々の人権を尊重し、民主主義を成熟させる高いビジョンをもった、抜本的な克服策である。旭川市が、こうした新たないじめ防止の先駆的な自治体として、先進的役割を果たすことを期待したい。」と締めくくられています。

特別支援、あるいは障害者の特性をしっかりと踏まえていくこと、ソーシャルメディア対策だったり、あるいはチームとしての対応、包括的性教育など、いろいろな御指摘をいただいておりますので、「旭川モデル」の構築に向けてしっかりと取り組んでいきたいと考えているところ です。

なお、私が先日の9月13日の議会で申し上げました自分の所感とか思いといったものは資料2ということで添付をさせていただいておりますので、お時間のあるときに御覧になっていただきたいと思いますと思っております。

最後になりますが9月12日、私、御遺族宅を訪問し、お母さんとお会いしておわびを申し上げてきたところでございます。お母さんは本当に涙ながらにお話をされておりました。

こういったことを踏まえて、二度と同じことを起こしてはならないということを皆様と思いを共有して今後もいじめ対策をしっかりと進めていきたいと思っておりますので、どうぞ今後とも御指導を賜りますようお願い申し上げます。私の所感とさせていただきたいと思っております。

野崎教育長、何かございますでしょうか。

教 育 長

再調査報告書では、「いじめ被害が存在しなければ、当該生徒の自殺は起こらなかった」と結論付けられたということでもあります。これを始め、当時の市教委の対応について、いじめ防止対策推進法に基づくいじめに対する専門的知見が欠如していて、適切な対応がなされなかったこと、また、学校の対応につきましても、一定の評価をいただいている部分はありますが、いじめとしての組織的な対応がなされなかったことが検証結果として示されたことについて、教育長として、極めて重く受け止めなければならないと思っております。

教育委員会としては、旭川市いじめ防止等対策委員会からの調査報告書を踏まえて、二度と同様の悲しい事態が起こることのないよう、旭川市い

	<p>じめ防止対策推進条例の制定や旭川市いじめ防止基本方針の改定を行うなど、いじめ防止対策を最重要課題として、今まで取組を進めてきたところであります。</p> <p>今般の再調査報告書における御指摘を真摯に受け止め、当時の課題等について、教育委員会として反省するとともに再発防止策の提言を踏まえ、現在取り組んでいるいじめ防止対策の強化と新たに取り組むべき対策の検討を早急に進めて行きたいと考えております。</p> <p>条例の目的であります、児童生徒の生命と尊厳を守ることができ、かつ、全ての児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現に向け、今後も市長部局との連携を密にしながら、学校・教育委員会と市長部局が一体となったいじめ防止対策「旭川モデル」の一層の充実に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p>
<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>総合政策部長</p>	<p>議題の最後、「その他」となりますが、全体を通して御意見等はありませんか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それではないようですのでこの会を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、以上をもちまして旭川市総合教育会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。</p> <p>《 閉 会 》</p>